

横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱 新旧対照表

旧要綱（抜粋）	新要綱（抜粋）
横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱 第4条 事業者等（法第6条の2第1項の規定による廃棄物の処分を行うために一般廃棄物処理施設を設置する横浜市を除く）は、法第7条第6項、第7条の2第1項、第14条第1項、同条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、同条第6項、第14条の5第1項、第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項<u>又は</u>第15条の2の6第1項の規定による許可申請、法第15条の2の5第1項の規定による届出<u>若しくは</u>法第9条の8第1項、第9条の10第1項、第15条の4の2第1項<u>又は</u>第15条の4の4の規定による認定申請（以下「許可申請等」という。）に係る廃棄物処理施設等を設置し、又はその構造若しくは規模等の変更をしようとするときは、当該処理用地の設定等の事業計画について、廃棄物処理事業計画書（様式1）（以下「事業計画書」という。）を提出し、市長と協議する。 ただし、法第9条の5第1項（法第15条の4の規定による準用を含む）の規定により譲受け<u>又は</u>借受けの許可を受ける場合、法第9条の6第1項（法第15条の4の規定による準用を含む）の規定により合併<u>又は</u>分割の認可を受ける場合<u>若しくは</u>法第9条の7第1項（法第15条の4の規定による準用を含む）の規定により相続の届出をする場合であって、処理用地の設定等に変更がなく、許可申請等を行うときはこの限りではない。	横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱 第4条 事業者等（法第6条の2第1項の規定による廃棄物の処分を行うために一般廃棄物処理施設を設置する横浜市を除く）は、法第7条第6項、第7条の2第1項、第14条第1項、同条第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、同条第6項、第14条の5第1項、第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項<u>若しくは</u>第15条の2の6第1項の規定による許可申請、法第15条の2の5第1項の規定による届出<u>又は</u>法第9条の8第1項、第9条の10第1項、第15条の4の2第1項、第15条の4の4第1項、<u>資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第11条第1項、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第20条第1項</u>の規定による認定申請（以下「許可申請等」という。）に係る廃棄物処理施設等を設置し、又はその構造若しくは規模等の変更をしようとするときは、当該処理用地の設定等の事業計画について、廃棄物処理事業計画書（様式1）（以下「事業計画書」という。）を提出し、市長と協議する。 ただし、法第9条の5第1項（法第15条の4の規定による準用を含む）の規定により譲受け<u>若しくは</u>借受けの許可を受ける場合、法第9条の6第1項（法第15条の4の規定による準用を含む）の規定により合併<u>若しくは</u>分割の認可を受ける場合<u>又は</u>法第9条の7第1項（法第15条の4の規定による準用を含む）の規定により相続の届出をする場合であって、処理用地の設定等に変更がなく、許可申請

2 前項における構造若しくは規模等の変更とは、次に掲げる事項をいう。 (1)～(11) 略 3 <u>設置許可対象の施設に係る第1項に規定する事業計画書には、生活環境影響調査の結果を添付する。ただし、第1項に規定する協議により、許可申請等が不要と見込まれる場合はこの限りではない。</u> (調整会議の設置) 第5条 <u>(使用前検査申請)</u> 第10条 略 2 略 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第11条 市長は、前条の使用前検査申請書を受理したときは、当該工事に係る使用前検査を行う。 第12条 略 第13条 市長は、<u>廃棄物処理施設等の事業者等に対し、第11条の規定による使用前検査を終了した後、検査済書を交付する。</u> 第14条 略 附則 (施行期日)	等を行うときはこの限りではない。 2 前項における構造若しくは規模等の変更とは、次に掲げる事項をいう。 (1)～(11) 略 3 <u>第1項に係る協議において、設置許可対象の施設に係る許可申請等が必要と見込まれる場合は、事業計画書の添付資料として生活環境影響調査の結果を提出する。</u> (調整会議の設置) 第5条 <u>(使用前検査)</u> 第10条 2 略 3 <u>市長は、第1項の使用前検査申請書を受理したときは、当該工事に係る使用前検査を行う。</u> 4 <u>市長は、前項の使用前検査を終了したときは、第1項の使用前検査申請書を提出した事業者等に対し、検査済書を交付する。</u> <u>(⇒削除)</u> 第11条 略 <u>(⇒削除)</u> 第12条 略 附則 (施行期日)
---	--

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。 2 「横浜市産業廃棄物の処理用地等の設定に関する指導要綱」(昭和47年8月制定)(以下「旧要綱」という。)及び「横浜市一般廃棄物処理施設等設置に係る許可事務等取扱要綱」(平成22年3月制定)(以下「一廃施設要綱」という。)は廃止する。 3 この要綱の施行期日以前に旧要綱又は一廃施設要綱の規定に基づき作成されている書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。	1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。 2 「横浜市産業廃棄物の処理用地等の設定に関する指導要綱」(昭和47年8月制定)(以下「旧要綱」という。)及び「横浜市一般廃棄物処理施設等設置に係る許可事務等取扱要綱」(平成22年3月制定)(以下「一廃施設要綱」という。)は廃止する。 3 この要綱の施行期日以前に旧要綱又は一廃施設要綱の規定に基づき作成されている書類は、当分の間、適宜修正の上使用することができる。 <u>(施行期日)</u> <u>1 この要綱は、令和7年11月〇日から施行する。</u>
---	---

横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱
新旧対照表

旧要綱（抜粋）	新要綱（抜粋）
横浜市廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱運用基準	横浜市廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱運用基準
（略）	（略）
第3 共通基準	第3 共通基準
1 立地等に関する基準	1 立地等に関する基準
（1）略	（1）略
（2）搬入道路	（2）搬入道路
ア～ウ 略	ア～ウ 略
エ <u>搬入道路の縦断勾配は、12%以下であること。</u>	<u>(⇒削除)</u>
オ～キ 略	エ～カ 略
（3）排水設備	（3）排水設備
ア 雨水及び事務所からの生活排水等（略）を放流するための排水施設が、河川、公共下水道等へ接続できること。	ア 雨水及び事務所からの生活排水等（略）を放流するための排水施設が、河川、公共下水道等へ接続できること。
イ <u>流末水路が未整備の場合には、施設の稼働前にその整備が終わっていること。</u>	<u>(⇒削除)</u>
ウ～オ 略	イ～エ 略
（4）土地の使用権原	（4）土地及び建物の使用権原
ア 申請者が事業の用に供しようとする土地の所有権を有しない場合、当該土地の所有権者から承諾書を得ていること。なお、承諾書に押印する承諾印は、原則として印鑑	ア 申請者が事業の用に供しようとする土地及び建物の所有権を有しない場合、当該土地及び建物の所有権者から承諾書を得てい

登録されているものとし、その印鑑登録証明書を添付すること。 イ 承諾書の内容としては、次に掲げる事項とする。 (ア) 土地を使用する権原 (イ) ～ (オ) 略 ウ 事業の用に供しようとする土地までの搬入道路（公道を除く。）の管理者から、廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾が得られていること。 (5) 略 2 構造に関する基準 (1) ～ (3) 略 (4) 雨水等集排水設備 ア 雨水等を有効に排除するため、<u>開きよその他</u>の排水設備等を設けること。 <u>イ 排水設備は、排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造及び規模とすること。</u> ウ 公共用水域等に排水を放流する場合は、その水質を<u>生活環境保全上支障が生じないものとするために</u>、廃棄物処理施設等の種類、規模等に応じた適切な排水処理施設を設けること。 <u>エ 公共用水域等に排水を放流する場合の水質は横浜市生活環境の保全等に関する条例等による規制基準に適合するものとする。</u> (5) ～ (7) 略 (8) 駐車場	ること。なお、承諾書に押印する承諾印は、原則として印鑑登録されているものとし、その印鑑登録証明書を添付すること。 イ 承諾書の内容としては、次に掲げる事項とする。 (ア) 土地<u>及び建物</u>を使用する権原 (イ) ～ (オ) 略 ウ 事業の用に供しようとする土地までの搬入道路（公道を除く。）及び<u>共有部等</u>の管理者から、廃棄物の運搬に伴う車両の通行について、承諾書が得られていること。<u>なお、承諾書に押印する承諾印は、原則として印鑑登録されているものとし、その印鑑登録証明書を添付すること。</u> (5) 略 2 構造に関する基準 (1) ～ (3) 略 (4) 雨水等集排水設備 ア 雨水等を有効に排除するため、<u>排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができる構造及び規模</u>の排水設備等を設けること。 <u>(⇒削除)</u> <u>イ 公共用水域等に排水を放流する場合は、その水質が横浜市生活環境の保全等に関する条例等による規制基準に適合するものとなるように</u>、廃棄物処理施設等の種類、規模等に応じた適切な排水処理施設を設けること。 <u>(⇒削除)</u> (5) ～ (7) 略 <u>(⇒削除)</u>
---	---

廃棄物処理施設等<u>の敷地内に十分な広さを有する廃棄物運搬車両、自家用車等の駐車場</u>を設けること。 (9) ～ (17) 略 (中略) 第5 中間処理施設に関する基準 (略) 1 構造に関する基準 (1) 共通基準 ア 廃棄物の受入れ、処理した廃棄物の貯留及び処理に伴う一時的な保管は、容器等により行うこと。 イ～ウ 略 エ 特別管理産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物を保管する場合は、他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける<u>こと</u>等必要な措置が講じられていること（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りでない。）。	(8) ～ (16) 略 (中略) 第5 中間処理施設に関する基準 (略) 1 構造に関する基準 (1) 共通基準 ア 廃棄物の受入れ、処理した廃棄物の貯留及び処理に伴う一時的な保管は、容器等により行う<u>等、飛散及び流出させないよう必要な措置を講ずる</u>こと。 イ～ウ 略 エ 特別管理産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物を保管する場合は、他の物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置が講じられていること（感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合は、この限りでない。）。
---	---